

埼玉県立大宮工業高等学校学則

第1章 総則

(学則の目的)

第1条 この学則は、埼玉県立高等学校通則第2条の規定に基づいて、埼玉県立大宮工業高等学校の運営に関する必要事項を定める。

(名称及び位置)

第2条 本校は、埼玉県立大宮工業高等学校と称し、埼玉県さいたま市北区本郷町1970番地に置く。

(教育の目的)

第3条 本校は、学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づいて、高等普通教育及び工業に関する専門教育を施すことを目的とする。

(課程、学科及び修業年限)

第4条 本校には、全日制の課程機械科、電気科、建築科及び電子機械科、並びに単位制による定時制の課程工業技術科を置き、その修業年限は全日制の課程にあつては3年、定時制の課程にあつては3年以上とする。

(生徒定員)

第5条 本校は、男女共学とし、生徒定員は埼玉県立高等学校通則の別表による。

第6条 削除

第2章 学年、学期及び休業日

(学年及び学期)

第7条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 学年を分けて、次の3学期とする。

第1学期 4月1日から8月31日まで

第2学期 9月1日から12月31日まで

第3学期 1月1日から3月31日まで

(休業日)

第8条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(2) 日曜日及び土曜日

(3) 県民の日を定める条例(昭和46年埼玉県条例第58号)に規定する日(11月14日)

(4) 開校記念日(10月6日)

(5) 春季休業日 4月1日から4月10日までの間において校長が定める期間

(6) 夏季休業日 7月15日から9月5日までの間において校長が定める期間

(7) 冬季休業日 12月20日から1月10日までの間において校長が定める期間

(8) 学年末休業日 3月20日から3月31日までの間において校長が定める期間

2 前項第5号から第8号までの休業日の日数の合計は、学年を通じて70日以内とする。

3 校長は、第1項第5号から第8号までの休業日を定め、あらかじめ埼玉県教育委員会(以下「委員会」という。)に届け出なければならない。

4 校長は、教育上必要があるときは、委員会の承認を得て休業日を授業日とし、又は教育上必要があり、かつ、やむを得ない事由があるときは、委員会の承認を得て授業日を休業日とすることができる。

第3章 教育課程及び授業時数

(教育課程)

第9条 本校の教育課程は、高等学校学習指導要領及び埼玉県高等学校教育課程編成要領教育課程一般編(以下「教育課程編成要領一般編」という。)の基準により、校長がこれを定め、委員会に届け出るものとする。

2 教育課程表は、別に定める。

(授業時数)

第10条 各教科に属する科目、特別活動及び総合的な探求の時間の授業時数は、教育課程編成要領一般編の基準により校長が定める。

(教科用図書)

第11条 教科用図書は、委員会が採択したものを使用する。

第4章 全日制の課程

第1節 単位の修得および卒業の認定

(単位修得の認定)

第12条 単位修得の認定は、生徒の出席状況と平素の成績によりこれを行う。

2 前項による認定の方法及び増加単位の認定の方法は、校長がこれを定める。

(卒業の認定)

第13条 校長は、本校における所定の各教科に属する科目、特別活動及び総合的な探求の時間を履修し、その成果が満足できるものと認められる者に対して、卒業の認定を行い、卒業証書を授与する。

第2節 入学、休学、退学、転学、留学及び出席停止

(入学)

第14条 本課程への入学は、校長がこれを許可する。

2 本課程に入学することができる者は、次の各号の一に該当する者でなければならない。

(1) 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校を卒業した者若しくは中等教育学校の前期課程を修了した者

(2) 外国において、学校教育における9年の課程を修了した者

(3) 文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(4) 文部科学大臣の指定した者(昭和23年文部省告示第58号)

(5) 就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則(昭和41年文部省令第36号)により、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者

(6) その他本課程において、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

3 本課程の第1学年の途中又は第2学年以上に入学できる者は、次の各号に該当する者でなければならない。

(1) 相当年齢に達している者

(2) 本課程において、当該学年に在学する者と同等以上の学力があると認められる者

4 第2項第6号及び前項による学力の認定は、校長がこれを行う。

(入学者の選抜)

第15条 校長は、入学志願者に対し、委員会の定めるところにより、入学選抜を行う。

(志願手続)

第16条 入学志願者は、入学願書のほかに、入学に必要な書類を出身学校長を経て、所定の期日までに、本校校長に提出しなければならない。

(入学手続)

第17条 入学を許可された者に対し親権を行う者、若しくは親権を行う者のないときは未成年後見人(以下「保護者」という。)は、所定の期日までに保証人が連署した在学保証書を校長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、入学を許可された者が成年者であるときは、当該入学を許可された者が、保証人の署名を得た誓約書を校長に提出するものとする。

3 前2項の保証人は、独立の生計を営む成年者でなければならない。

4 校長は、第1項又は第2項の保証人が適当でないと認めるときは、これを変更させることがある。

5 保護者若しくは保証人が死亡し、又は保証人が第3項に規定する要件を欠くにいたったときは、改めて在学保証書又は誓約書を提出しなければならない。

6 保護者、生徒又は保証人が、転居又は氏名変更等をした場合には、保護者(生徒が成年者であるときは当該生徒。以下同じ。)は、速やかに校長に届け出なければならない。

(休学、復学及び退学)

第18条 生徒が疾病その他やむを得ない事情によって休学又は退学しようとするときは、その事由を具し、保護者と保証人が連署の上、校長に願い出て許可を受けなければならない。ただし、疾病による休学若しくは退学の場合は、医師の診断書を添えなければならない。

2 前項の休学は、2か月以上引き続き出席できないとき、願い出ることができる。

3 前項により休学を願い出たときは、校長は、2年以内の期間でこれを許可することができる。

4 休学中の生徒が復学しようとするときは、その事由を具し、保護者と保証人が連署の上、校長に願い出て許可を受けなければならない。ただし、疾病により休学した場合は、医師の診断書を添えなければならない。

5 第1項によって退学した者が、2年以内に再入学を願い出たときは、校長は、退学当時の在学年以下の学年に入学を許可することができる。

(転学)

第19条 生徒がやむを得ない事由によって転学しようとするときは、その事由を具し、保護者と保証人が連署の上、校長に願い出て許可を受けなければならない。

2 他の高等学校から転入学を志望する生徒のあるときは、校長は、教育上支障がない場合には、必要書類の提出を求め、選考の上、履修した単位に応じて、相当学年に転入学を許可することができる。

3 全日制の課程、定時制の課程及び通信制の課程相互の間の転入学又は転籍については、校長は、履修した単位に応じて、相当学年に転入学又は転籍を許可することができる。

(留学)

第20条 生徒が外国の高等学校に留学しようとするときは、その事由を具し、保護者と保証人が連署の上、校長に願い出て許可を受けなければならない。

2 前項により留学を願い出たときは、校長は、教育上有益と認める場合には、留学を許可することができる。

3 留学中の生徒が、復学しようとするときは、その事由を具し、保護者と保証人が連署の上、校長に願い出て許可を受けなければならない。

4 校長は、第12条第1項の規定にかかわらず、前項により復学を許可された生徒について、外国の高等学校における履修を本校における履修とみなし、36単位を超えない範囲で単位の修得を認定することができる。

5 校長は、前項の規定により単位の修得を認定した生徒について、第7条第1項に規定する学年の途中においても、各学年の課程の修了又は卒業を認めることがある。

(出席停止)

第21条 校長は、感染症にかかり、若しくはそのおそれのある生徒に対して、出席停止を命ずることがある。

(生徒心得)

第22条 生徒心得は、校長が定める。

2 生徒は、別に定める生徒心得を守らなければならない。

第3節 授業料、入学金及び入学選考手数料

(授業料、入学金及び入学選考手数料)

第23条 授業料、入学金及び入学選考手数料は、県条例によって納入しなければならない。

(授業料等の減免)

第24条 やむを得ない事由により、授業料及び入学金の減免を希望する者は、埼玉県立高等学校の授業料及び入学金の減免に関する規則により、願い出ることができる。

(授業料滞納者に対する処置)

第25条 校長は、生徒が長期にわたり授業料を滞納したときは、出席停止を命じ又は除籍を行うことがある。

第5章 単位制による定時制の課程

第26条 削除

第27条 削除

第28条 削除

第1節 受講手続、単位修得及び卒業の認定

(受講手続)

第29条 生徒は、本課程の教育課程に基づき、履修する科目について別に定める受講手続を行わなければならない。

2 履修科目について、校長が定める期間内に当該科目の単位を修得できない者が、同じ科目の受講を希望するときは、改めて受講手続をしなければならない。

(単位修得の認定)

第30条 単位修得の認定は、生徒の出席状況と平素の成績によりこれを行う。

2 前項による認定の方法は、校長がこれを定める。

(他の高等学校及び中等教育学校の後期課程における学習の成果の単位認定)

第30条の2 校長は、教育上有益と認めるときは、生徒が校長の定めるところにより他の高等学校又は中等教育学校の後期課程において一部の科目の単位を修得したときは、当該修得した単位数を本校の卒業に必要な単位数のうちに加えることができる。

(学校外における学修の単位認定)

第30条の3 校長は、教育上有益と認めるときは校長の定めるところにより、生徒が行う次に掲げる学修を本課程における履修とみなし、当該科目の単位を与えることができる。

(1) 知識及び技能に関する審査で文部科学大臣が別に定めるものに係る学修

(2) 職業に関する各教科・科目と密接な関係を有する職業に従事している場合、その職業における実務等が、その各教科・科目の一部を履修した場合と同様の成果があると認められるその実務に係る学修

(加えること等のできる単位数)

第30条の4 第30条の2の規定に基づき加えることのできる単位数及び前条の規定に基づき与えることのできる単位数の合計は36を超えないものとする。(高等学校卒業程度認定試験の合格科目に係る学修の単位認定)

第30条の5 校長は、教育上有益と認めるときは、当該校長の定めるところにより、生徒が行う高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）の定めるところにより合格点を得た試験科目（同令附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）の定めるところにより合格点を得た受検科目を含む。）に係る学修（当該生徒が入学する前に行ったものを含む。）を本課程における科目の履修とみなし、当該科目の単位を与えることができる。

（卒業の認定）

第31条 校長は、本課程における所定の各教科に属する科目、特別活動及び総合的な探求の時間を履修し、その成果が満足できるものと認められる者に対して、卒業の認定を行い、卒業証書を授与する。

第2節 入学、併修、休学、退学、除籍、転学、転籍、留学及び出席停止

（入学）

第32条 本課程への入学は、校長がこれを許可する。

2 本課程に入学することができる者は、県内に住所または勤務地を有する者で、次の各号の一に該当する者でなければならない。

- (1) 中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者若しくは中等教育学校の前期課程を修了した者
- (2) 外国において、学校教育における9年の課程を修了した者
- (3) 文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (4) 文部科学大臣の指定した者（昭和23年文部省告示第58号）
- (5) 就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則（昭和41年文部省令第36号）により、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者
- (6) その他本課程において、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

3 本課程に編入学を許可される者は、相当年齢に達し、相当の学力があると認められた者について、相当の期間を在学すべき期間として、編入学を許可することができる。

4 第2項第6号及び前項による学力の認定は、校長が行う。

（入学時期）

第33条 入学の時期は、4月とする。ただし、教育上支障がないときは、転入学・転籍・編入学等により随時に入学することができる。

（入学者の選抜、志願手続及び入学手続）

第34条 第15条から第17条までの規定は、本課程について準用する。

（併修手続）

第35条 生徒が他の高等学校の定時制の課程又は通信制の課程において一部の科目の履修を願い出たときは、校長は併修許可書を発行し許可することができる。

2 他の高等学校の定時制の課程又は通信制課程から本課程の一部の科目の履修を希望する生徒があるときは、校長は所定の願書のほか、在籍する高等学校の校長の併修許可書を提出させ許可することができる。

（休学、復学、退学及び除籍）

第36条 生徒が疾病その他やむを得ない事情によって休学又は退学しようとするときは、その事由を具し、保護者と保証人が連署の上、校長に願い出て許可を受けなければならない。

い。ただし、疾病による休学若しくは退学の場合は、医師の診断書を添えなければならない。

2 前項の休学は、2か月以上引き続き出席できないとき、願い出ることができる。

3 前項により休学を願い出たときは、校長は、2年以内の期間でこれを許可することができる。

4 休学中の生徒が復学しようとするときは、その事由を具し、保護者と保証人が連署の上、校長に願い出て許可を受けなければならない。ただし、疾病により休学した場合は、医師の診断書を添えなければならない。

5 第1項によって退学した者が、2年以内に再入学を願い出たときは、校長は、修得した単位及び在学した期間に応じて、相当の期間を在学すべき期間として、これを許可することができる。

6 校長は、生徒が2年間引き続き受講をしないときは、これを除籍することができる。

（転学、転籍及び編入学）

第37条 生徒がやむを得ない事由によって転学しようとするときは、その事由を具し、保護者と保証人が連署の上、校長に願い出て許可を受けなければならない。

2 他の高等学校から転入学を志望する生徒のあるときは、校長は、教育上支障がない場合には、必要書類の提出を求め、選考の上、履修した単位及び在学した期間に応じて、相当の期間を在学すべき期間として、転入学を許可することができる。

3 全日制の課程、定時制の課程及び通信制の課程相互の間の転入学又は転籍については、校長は、修得した単位及び在学した期間に応じて、相当の期間を在学すべき期間として転入学又は転籍を許可することができる。

4 本課程にあつては、高等学校を卒業した者又は卒業の見込の者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者又は修了見込の者については、校長は、選考により履修した単位及び在学した期間に応じて、相当の期間を在学すべき期間として編入学を許可することができる。

（留学、出席停止及び生徒心得）

第38条 第20条から第22条までの規定は、本課程について準用する。

第3節 授業料、聴講料、入学金及び入学選考手数料

（授業料、聴講料、入学金及び入学選考手数料）

第39条 授業料、聴講料、入学金及び入学選考手数料は、県条例によって納入しなければならない。

（授業料等の減免）

第40条 やむを得ない事由により、授業料及び入学金の減免を希望する者は、埼玉県立学校の授業料及び入学金の減免に関する規則により、願い出ることができる。

（授業料滞納者に対する処置）

第41条 校長は、生徒が長期にわたり授業料を滞納したときは、出席停止を命じ又は除籍を行うことがある。

第4節 科目履修生

第42条 科目履修生（聴講生として特定の科目を履修する者をいう。）の聴講は、校長がこれを許可する。

2 生徒が、本校に入学する前に科目履修生として特定の科目を履修している場合において、教育上有益と認めるときは、当該科目履修生としての履修を本校における履修とみなし、その成果について単位を与えることができる。

第6章 賞罰

（表彰）

第43条 校長は、学業、人物その他が優秀であつて、他の模範となる生徒に対しては、これを表彰することができる。

(懲戒)

- 第44条** 校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、生徒に懲戒を加えることがある。
- 2 懲戒のうち、戒告、謹慎、停学及び退学の処分は、校長が行う。
- 3 前項による退学の処分は、次の各号の一に該当する場合に限って行う。
- (1) 性行不良で改善の見込がないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込がないと認められる者
- (3) 正当な理由がなくて出席常でない者
- (4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者
- 4 前各項による懲戒の手續その他必要な事項は、別に定める。

第7章 証明書の交付

(証明書の交付)

- 第45条** 校長は必要があると認めるときは、在学証明書、卒業見込証明書、卒業証明書、修学証明書、修了証明書、成績証明書、単位取得証明書その他の証明書を交付することができる。

第8章 補則

(服喪)

- 第46条** 生徒は、親族が死亡した場合、次の表に掲げる期間、服喪のため忌引を受けることができる。

死亡した者	忌引日数
父・母・配偶者・子	5日
祖父母・兄弟姉妹	3日
伯(叔)父母・甥・姪	1日

- 2 校長は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、表以外の親族が死亡した場合にも、必要な日数の忌引を認めることができる。

(細則の制定)

- 第47条** 校長は、学校の管理運営に関し、必要と認める場合には、細部について別に定める。

(学則の変更)

- 第48条** 本学則の変更は、委員会の承認を得て、校長がこれを行う。

附則

この学則は、平成2年4月1日から施行する。
この学則は、平成4年6月4日から施行する。
この学則は、平成4年9月1日から施行する。
この学則は、平成6年4月1日から施行する。
この学則は、平成7年4月1日から施行する。
この学則は、平成12年4月1日から施行する。
この学則は、平成13年5月1日から施行する。
この学則は、平成14年4月1日から施行する。
この学則は、平成15年4月1日から施行する。
この学則は、平成16年4月1日から施行する。
この学則は、平成17年4月1日から施行する。
この学則は、平成18年4月1日から施行する。
この学則は、平成19年4月1日から施行する。
この学則は、平成21年4月1日から施行する。
この学則は、平成22年4月1日から施行する。
この学則は、平成25年4月1日から施行する。
この学則は、平成28年4月1日から施行する。

- 1 この学則は、平成34年4月1日から施行する。ただし、第24条の規定は平成31年4月1日から施行し、附則第4項の規定は平成31年4月1日から施行する。
- 2 改正後の学則(以下「新学則」という。) **第10条、第13条及び第31条**の規定は、施行の日以降高等学校に入学した生徒(新学則**第14条第3項若しくは第32条第3項**の規定により入学した生徒であって同日前に入学した生徒に係る教育課程により履修するものを除く。)に係る教育課程から適用する。
- 3 前項の規定により新学則**第10条、第13条及び第31条**の規定が適用されるまでの高等学校の教育課程については、なお従前の例による。
- 4 平成31年4月1日から平成34年3月31日までの間に高等学校に入学した生徒(新学則**第14条第3項若しくは第32条第3項**の規定により入学した生徒であって平成31年3月31日までに入学した生徒に係る教育課程により履修するものを除く。)に係る教育課程についての平成31年4月1日から新学則**第10条、第13条及び第31条**の規定が適用されるまでの間における改正前の学則**第10条、第13条及び第31条**の規定の適用については、同条中「総合的な学習の時間」とあるのは「総合的な探究の時間」とする。